

会 則

(名称)

第1条 この会は、バイオマス利用研究会（略称：バイオマス研究会）（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、バイオマスの有効利用に関する社会的及び技術的課題について産学公が密接な交流を行う場を提供することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 大学、公共機関及び企業の技術者、研究者等を中心に、毎回テーマを設定し、バイオマス有効利用に関する社会的問題、技術的課題等を議論する研究会の開催
- (2) 大学の研究者及び公共機関、企業等の実務担当者による円卓討論会又はパネル討論会の実施
- (3) 企業の実務担当者等の発表を中心とするワークショップの実施
- (4) 著名な研究者による講演会の実施
- (5) バイオマス有効利用に資する産業技術確立のための研究開発活動
- (6) その他本会の目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員の資格は、法人、国公私立の大学若しくは研究機関又は公共機関に属する個人及び幹事会が認める個人とする。

2 本会に入会しようとする者は、会長に届け出て、幹事会の承認を得なければならない。

(会費)

第5条 法人の会員は、年額90,000円の会費を納入しなければならない。ただし、第3条第1号の研究会に参加する都度に20,000円を支払う法人の会員は協力会員と称し、この限りでない。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名

2 役員は、会員の互選により選定する。

- 3 会長は、第2条の目的を達成し、第3条の活動を円滑に実行するため、会員を指導し、本会を適切に運営する。
- 4 幹事は、幹事会を構成し、本会の運営方針の討議及び具体的な運営方法の検討を行う。
- 5 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(実務)

第7条 本会の運営方針に基づき、具体的な実行計画を企画し、及び立案するため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会の委員は、幹事会の指名により会員の中から選定する。
- 3 本会の事務を処理するため、公益財団法人京都高度技術研究所に事務局を置く。

(分科会)

第8条 特定の課題に関する調査研究を行うため、会員の意見及び要望を反映した分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、幹事会が定めた公募期間内に会員2名以上が連名で提出した設置申請書(分科会の設置の趣旨、目的、参加予定者等が記載されているものをいう。)及び実施計画書を基に、企画委員会が審査し、幹事会で承認して設置するものとする。
- 3 分科会の運用及び経理は、別に定める規程による。

(謝金及び原稿料)

第9条 本会が主催する講演会等で講演した者に対する謝金及び原稿料の額等については、別に定める規程による。

(会則の変更)

第10条 この会則は、協力会員を除く会員の過半数の承認によって変更することができる。

(その他)

第11条 この会則に定めのない事項は、会長の同意を得て、幹事会で定めることができる。

附 則

この会則は、平成11年1月26日から施行する。

この会則は、平成22年10月1日から施行する。

この会則は、平成26年7月11日から施行する。